

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第39回 (R5.10.18)

資料2

## 保育所等訪問支援に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 保育所等訪問支援の概要

## ○ 対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児(平成30年度から、乳児院及び児童養護施設に入所している障害児を対象に追加)。

## ○ サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

## ○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

## ○ 報酬単価 (令和3年4月～)

### ■ 基本報酬

1,035単位

### ■ 主な加算

#### ■ 訪問支援員特別加算(679単位)

- ・作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等として配置された日以後、5年以上従事した場合
- ・それ以外の者については、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務等に10年以上に従事した場合

#### ■ 初回加算(200単位)

- 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

#### ■ 家庭連携加算(187～280単位)

- 障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合(月2回を限度)に加算

## ○ 事業所数

1,349 (国保連令和 5年 4月実績)

## ○ 利用者数

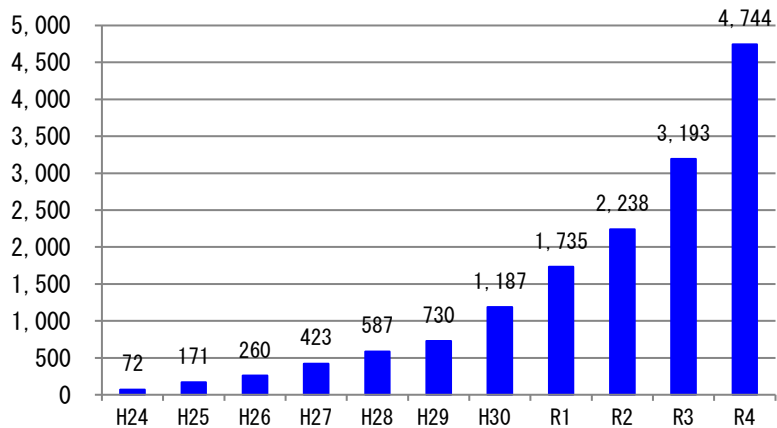
12,028 (国保連令和 5年 4月実績)

# 保育所等訪問支援の現状

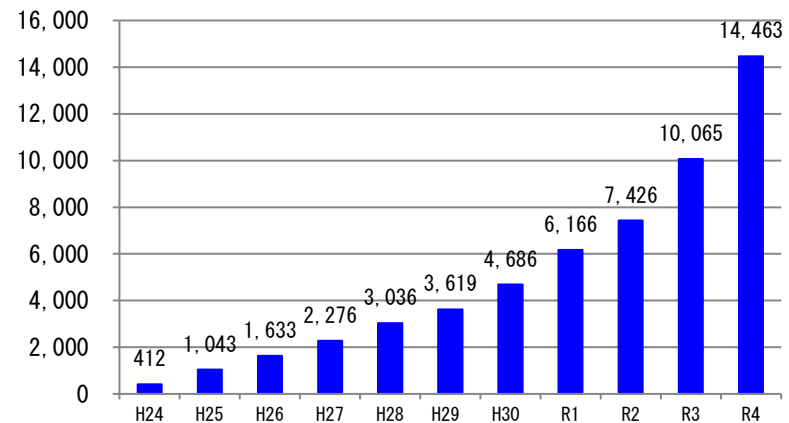
## 【保育所等訪問支援の現状】

- 令和4年度の費用額は約47億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.14%、障害児支援全体の0.67%を占めている。
- 令和4年度の一人あたりの費用月額（一月平均）は、27,337円となっている。

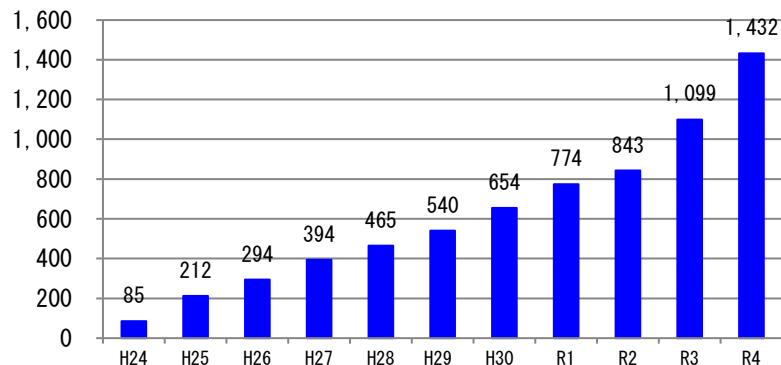
### 費用額の推移(百万円)



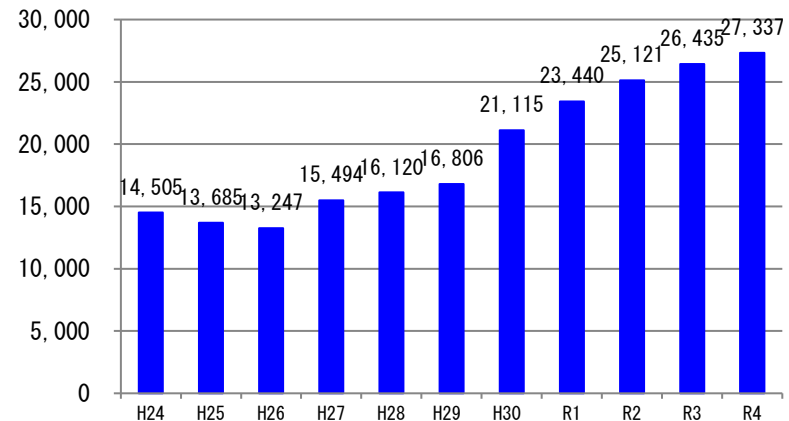
### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



### 一人当たり事業費の推移(円)



# 保育所等訪問支援に係る論点

- 論点 1 保育所等訪問支援の充実
- 論点 2 支援ニーズの高い児への支援の評価
- 論点 3 家族支援の充実

# 【論点1】 保育所等訪問支援の充実

## 現状・課題

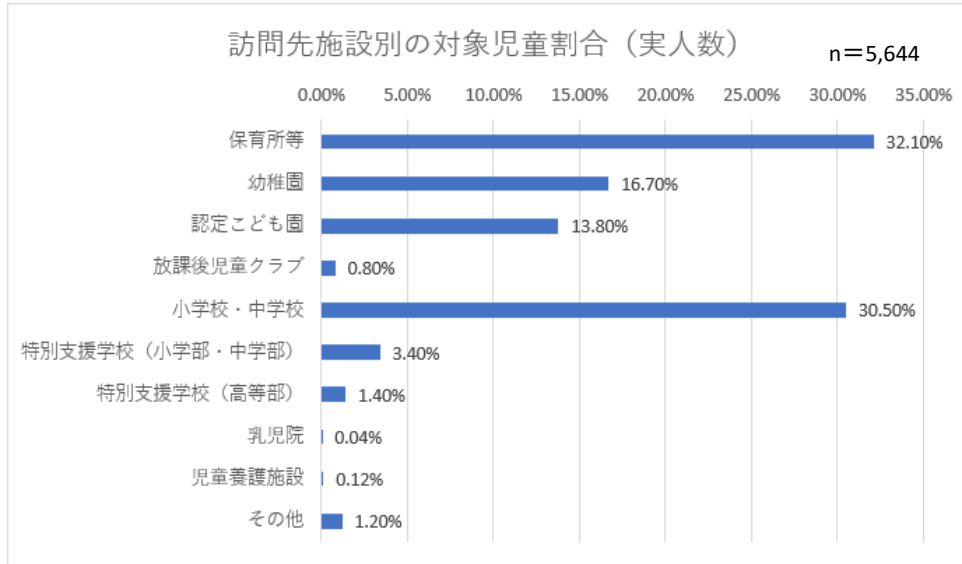
- 保育所や学校等を訪問し、児の集団生活への適応等を支援する保育所等訪問支援については、一般施策側の受入力を強化しインクルージョンを進めていく観点からも、活用を推進することが重要。
- 保育所等訪問支援の報酬については、専門性・経験年数のある訪問支援員の配置を評価する訪問支援員特別加算（679単位/日）があるものの、支援内容、支援時間、訪問時の体制等による差異を設けておらず、ほぼ一律の評価となっている。
- 「障害児通所支援に関する検討会」報告書（令和5年3月）において、以下のとおり報告されている。
  - ・ 保育所等訪問支援については、インクルージョンを推進していく上で重要なサービスであることも踏まえ、より効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべきである。
  - ・ 保育所等訪問支援は保育所等へ訪問して直接支援や間接支援を行う等、様々な支援が含まれており、時間の長短も含め支援内容を踏まえた評価を検討する必要がある。その際には、保育所等の相手先の事情により、支援内容が左右されることにも留意し、調整業務や報告書の作成、保護者への報告等、訪問先での支援時間以外の業務の実態も踏まえながら、検討を進める必要がある。
  - ・ 一定期間支援を行った以降は、アセスメントやモニタリングを行い、改めて支援の必要性を判断することが重要である。その際、支援対象となるこどもの関係者等が、支援の必要性等について地域の中で話し合う場を設定することが必要である。
  - ・ 保育所等訪問支援と児童発達支援センター等における職員配置について、質の向上に必要な体制は担保しつつ柔軟に対応できるよう配置の仕方について検討が必要である。
  - ・ 訪問による支援とあわせて、保育所や放課後児童クラブ、学校等の支援者のサポートにあたっての情報共有・伝達の手段の一つとしてICTを活用する等、効果的な支援としつつ現場の負担軽減につなげる方策についても、検討を進める必要がある。
  - ・ 一定程度の障害児支援の経験年数を訪問支援員の専門性を評価する目安の一つとすることも含めて、人員配置や報酬上の評価について検討を進める必要がある。
  - ・ 障害特性を踏まえることはもとより、訪問先でのこどもの状態や保育所等の環境等も踏まえてアセスメントを行い、必要な手立て等の専門的助言をする技術が必要であり、通所で発達支援を行うこととは異なる専門性が求められる。障害やこどもの状態等に応じた適切な支援を行う観点や、人材育成の観点からも、多職種でアセスメントや一定の支援を行うことも考慮して、報酬上の評価を検討する必要がある。

# 【論点1】 保育所等訪問支援の充実

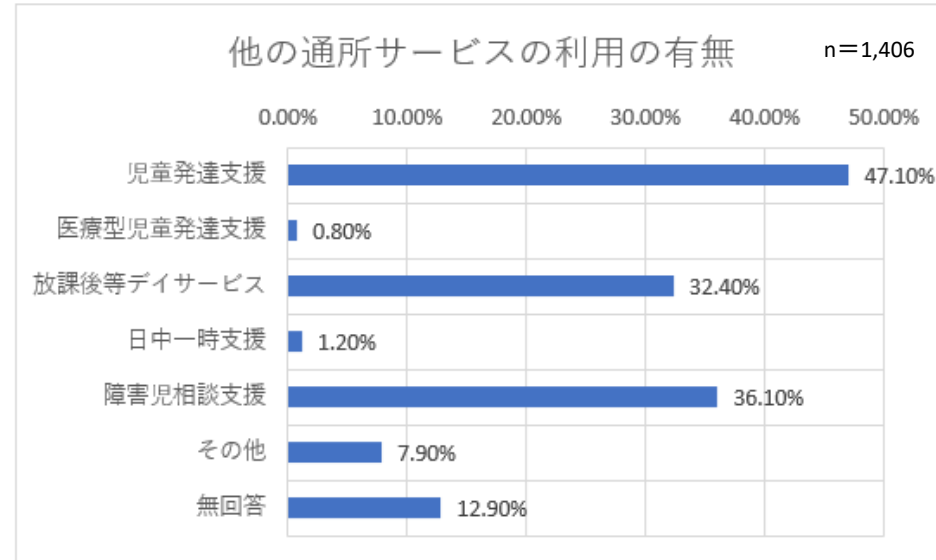
## 検討の方向性

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、
  - ・ 訪問支援時間に下限を設定することを検討してはどうか。
  - ・ 個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求めることを検討してはどうか。
  - ・ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を検討してはどうか。
  - ・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインも活用することを検討してはどうか。
  - ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスの取組も参考に、自己評価・保護者評価、訪問先評価の実施・公表を求めることを検討してはどうか。
  
- 訪問支援員特別加算について、支援の充実を図る観点から、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを検討してはどうか。
  
- 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を検討してはどうか。

1：訪問先施設別の対象児童割合（実人数）



2：他の通所サービス等の利用の有無



出典：令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」

- ・ 保育所等訪問支援の訪問先としては、「保育所等(32.1%)」、「小学校・中学校 (30.5%)」、「幼稚園 (16.7%)」となっており、「その他」には児童館、子育て支援センター、高等学校等が挙げられた。
- ・ 対象児童の保育所等訪問支援以外のサービスの利用状況を見ると、「児童発達支援」(47.1%)が最も多く、次いで「障害児相談支援」(36.1%)、「放課後等デイサービス」(32.4%)であった。

# 保育所等訪問支援対象児の支援期間・併行通園等の現状 (論点1 参考資料②)

## 1：調査対象訪問回までの利用期間（月数）

件数	平均(単位:月)	中央値(単位:月)	n=1,405
1,405	17.9	11.5	

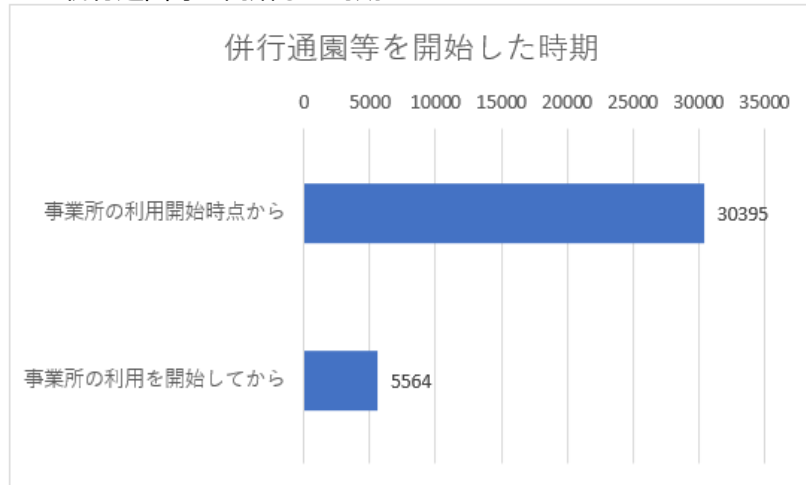
※利用開始年月から調査対象期間中の訪問回までの期間を算出し集計。

## 2：併行通園の状況

現在、併行通園等を実施している子どもの数	37,771
現在、併行通園等を行っていないが、併行通園に向けた支援、移行支援を行っている子どもの数	2,616

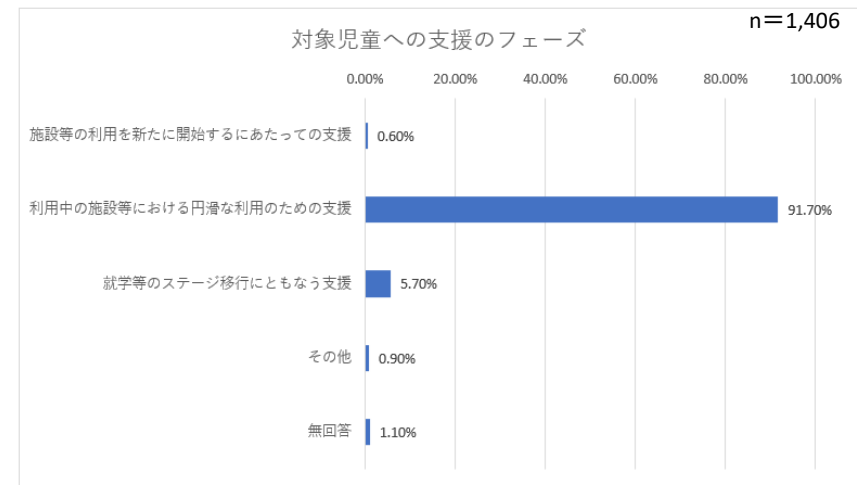
※令和4年9月1日時点。

## 3：併行通園等を開始した時期



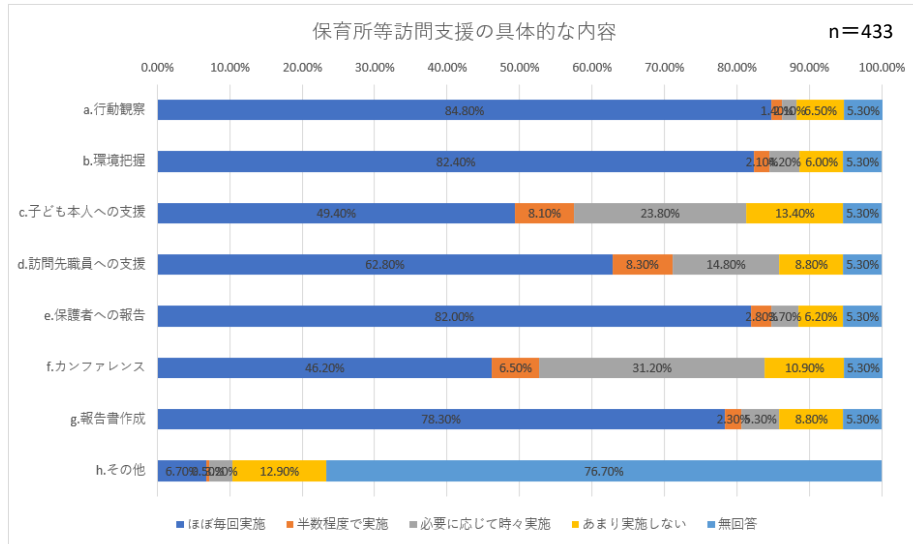
※上記「現在、併行通園等を実施している」と回答のあった子ども(37,771人)について集計

## 4：対象児童への支援のフェーズ





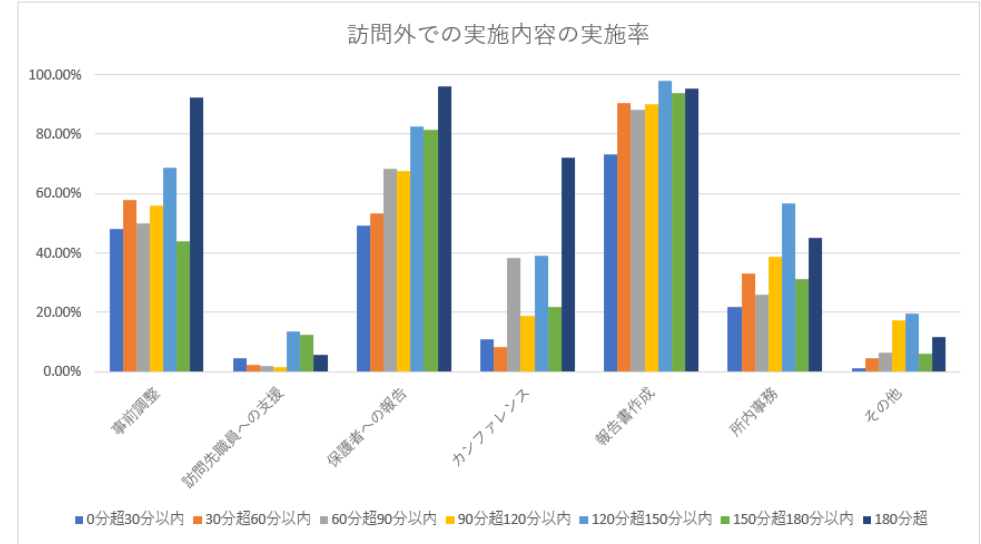
## 1：保育所等訪問支援の具体的な内容



### ※「その他」の具体的な内容

- ・ 支援に必要なグッズの作成
- ・ 心理評価やVeineland-2等のアセスメント
- ・ 間接支援として関わり方のモデルを提示
- ・ 相談支援事業所への報告
- ・ 具体的な身体的アプローチの方法伝達
- ・ 保護者の訪問支援同行
- ・ 専門職によるリハビリテーション
- ・ 家族を含めた園との話し合い

## 2：訪問外での実施内容別の実施率

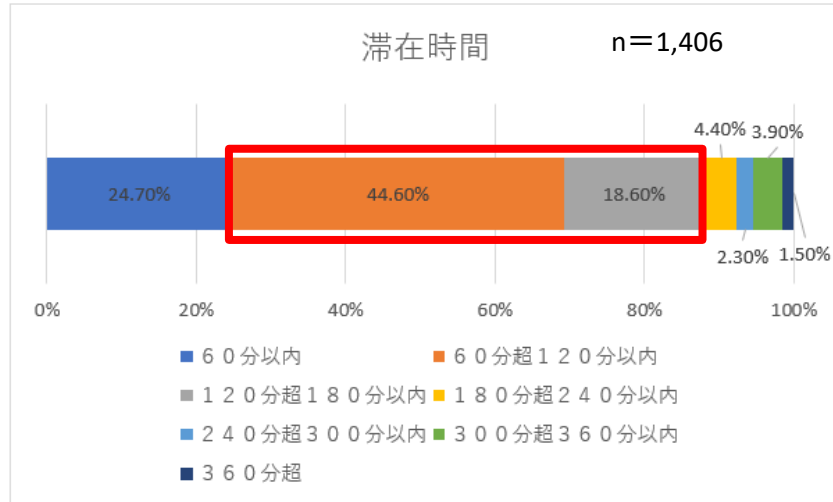


※所要時間の区別別に、当該区分に該当する訪問回で行われた実施内容ごとの総合計時間を算出し、所要時間全体に占める構成比を求めて作成。

出典：令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」

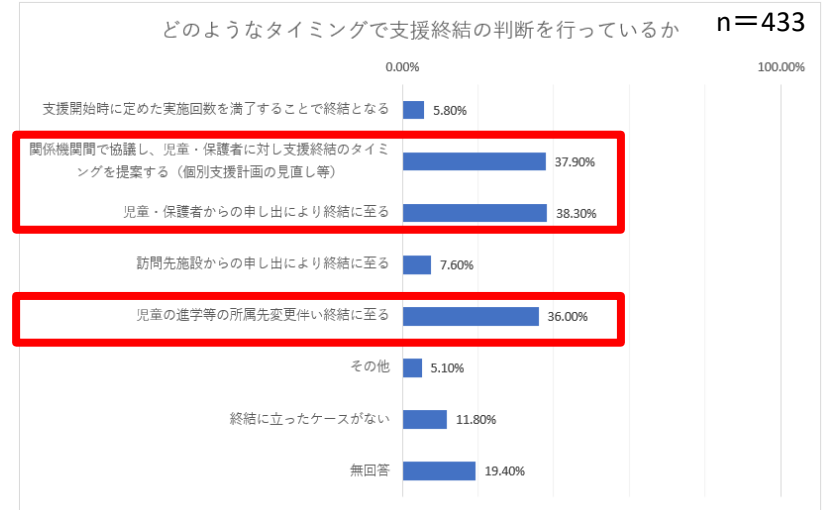
- ・ 所要時間が長いほど「保護者への報告」「事前調整」を行っている割合が高い傾向がみられた。
- ・ いずれの区分でも7割以上の訪問外で「報告書作成」が行われている。

## 1：保育所等訪問支援における滞在時間



※滞在時間は、訪問先への到着時刻と退出時刻から算出。

## 2：保育所等訪問支援の支援終結の判断のタイミング



※「その他」の具体的内容（一部）

- ・小学2年生までを対象としている。
- ・半年で見直し、最長1年としている。
- ・1年以上利用のない場合。
- ・自治体から毎年度末前にサービス支給更新の必要性を問われるため、そのタイミング。

出典：令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」

- ・60分未満の滞在は24.7%。
- ・全体の約6割が60分以上180分以内の滞在時間となっている。
- ・主な終結のタイミングについては、事業所側からの提案、保護者からの提案、所属先の変更となっている。

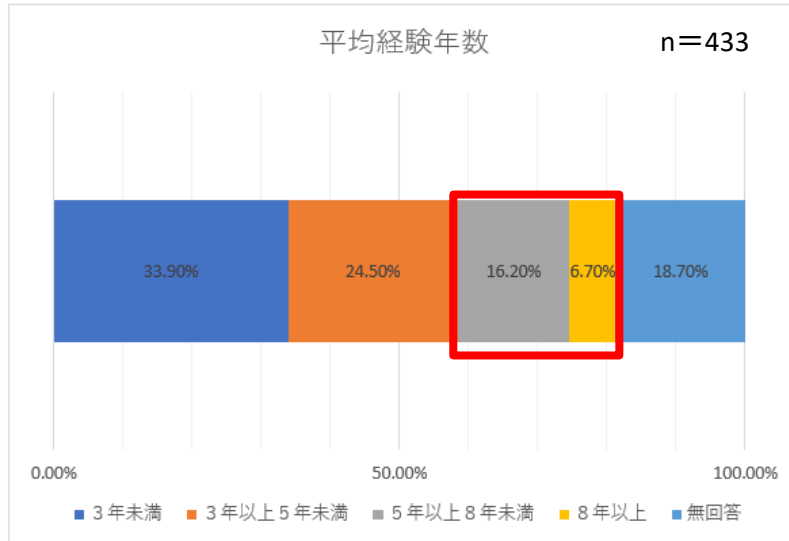
## 1：訪問支援員特別加算の給付状況

利用者数	事業所数
7,489	939

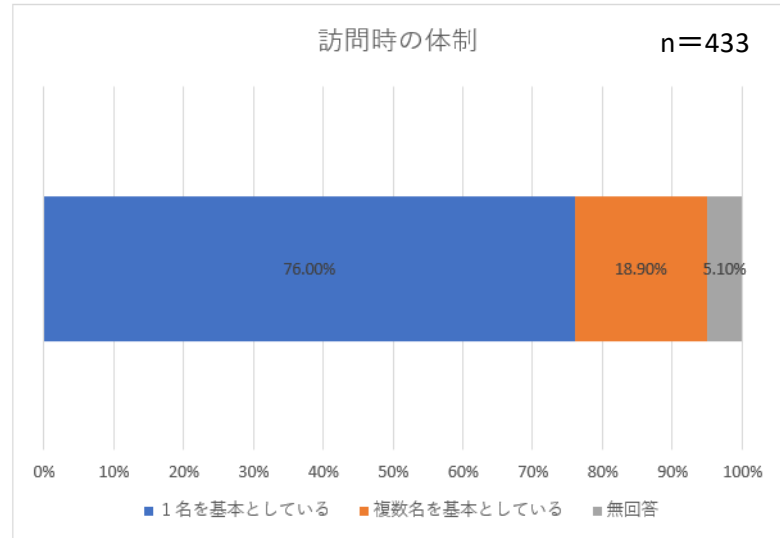
利用者数：12,028 事業所数：1,349 (出典：国保連データ 令和5年4月分)

- ・訪問支援員特別加算の算定率は約62%となっている。
- ・現行の訪問支援員特別加算の要件の1つとなる5年以上の経験年数を有する職員は、約23%となっている。
- ・7割以上が1名での訪問体制を基本としている。

## 2：訪問支援員の平均経験年数



## 3：訪問時の体制



出典：令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」

### 【現行】訪問支援員特別加算

(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第133号))

- ・障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる者であつて(一)の期間が通算して5年以上であるもの又は(二)の期間が通算して10年以上であるものを配置していること。
- (一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間
- (二) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間 (679単位/回)

## 【論点2】 支援ニーズの高い児への支援の評価

### 現状・課題

- 重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害を有する児など、ケアニーズの高い児童についても、それぞれの特性に応じた支援を保育所等に伝え、インクルージョンを推進していくことが重要。
- 保育所等訪問支援の報酬については、専門性・経験年数のある訪問支援員の配置を評価する訪問支援員特別加算（679単位/日）があるものの、利用児童の特性等による差異を設けておらず、ほぼ一律の評価となっている。

### 検討の方向性

- ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、重症心身障害児や医療的ケア児、重度障害児等へ支援を行った場合に、他の障害児通所支援や障害児入所施設での評価も参考にした評価を検討してはどうか。また、強度行動障害を有する児について、支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を検討してはどうか。

図表 201 主たる障害の種別（対象施設種別）

n=1,406

		件数	主たる障害						
			知的障害	発達障害	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	重症心身障害	その他
全体		1,406	19.5%	58.7%	3.5%	0.7%	0.0%	0.5%	11.2%
訪問先施設	保育所	373	29.2%	46.6%	8.8%	1.9%	0.0%	0.3%	4.3%
	幼稚園	216	23.6%	50.0%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	18.5%
	認定こども園	270	11.9%	71.5%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%	5.6%
	放課後児童クラブ	8	12.5%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小学校・中学校	503	14.5%	64.8%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
	特別支援学校	30	26.7%	43.3%	3.3%	0.0%	0.0%	20.0%	6.7%
	乳児院	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	児童養護施設	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	5	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※1件無回答

出典：令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」

## 【論点3】 家族支援の充実

### 現状・課題

- 障害児への支援にあたっては、こども本人のみならず、保護者やきょうだいを含めた、家族全体を支援していく視点が重要であり、家族支援を推進していくことが重要。
- 「障害児通所支援に関する検討会」報告書（令和5年3月）において、以下のとおり報告されている。
  - ・ こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受ける。保護者がこどもの障害を含め、その子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く保護者を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることも重要である。
  - ・ 親をエンパワメントする観点から心理カウンセリングやペアレントトレーニングなど心理面への支援についても進める必要がある。また、家族支援という観点から、障害児のきょうだいへの支援という視点も重要である。
- 保育所等訪問支援において、家族等へ相談援助を行った場合に、家庭連携加算（280単位（1時間未満187単位）/回/月2回まで）による評価を行っているが、居宅を訪問しての相談援助に限られている。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいては、家族支援について、居宅を訪問しての相談援助に対し家庭連携加算による評価を行うとともに、事業所内で個別又はグループで相談援助を行った場合に、事業所内相談支援加算（個別100単位・グループ80単位/回/それぞれ月1回まで）による評価を行っている。

### 検討の方向性

- 保育所等訪問支援についても、児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを検討してはどうか。

# 保育所等訪問支援における家族支援について (論点2 参考資料①)

## 加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額
特別地域加算	所定単位×15%	12.5%	5,166千円
初回加算	200単位/月	20.1%	1,106千円
家庭連携加算	187~280単位/回	13.6%	3,337千円
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	4.8%	288千円
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	76.8%	26,436千円
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	所定単位×加算率	53.7%	2,797千円
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×加算率	58.7%	5,340千円

基本部分	385,151千円
------	-----------

合計	429,622千円
----	-----------

保育所等訪問支援の報酬算定状況(令和4年12月サービス提供分)

出典: 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第28回(R5.5.22) 参考資料 障害福祉サービス等について

### 【現行】家庭連携加算

(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成24年3月30日障発0330第16号))

障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合(月2回を限度)

- ・所要時間1時間未満の場合 187単位/回
- ・所要時間1時間以上の場合 280単位/回

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○インクルーシブな育ちと学びを推進するために重要な保育所等訪問支援において、家庭や関係機関等と更に連携できるための体制整備が必要。	全国地域生活支援ネットワーク
2	○保育所等訪問支援において、家庭自体に支援が必要な場合、役所や関係機関とのやりとりが多く、時間を要するため報酬上の評価が必要。	全国地域生活支援ネットワーク
3	○保育所等訪問支援において、家庭連携加算は、家庭訪問が求められているが、電話や来所、ビデオ通話などでも算定できると、より家庭との連携を図ることが可能になる。	全国地域生活支援ネットワーク
4	○訪問支援員特別加算要件は経験年数に応じて単価差を設けることも考慮すべきである。	全国児童発達支援協議会
5	○正しい認識のもと学校や放課後児童クラブ等への訪問を促進するため、保育所等訪問支援の名称から「保育所」を削除し、新たな名称へ見直すべきである。	全国児童発達支援協議会
6	○本事業をさらに推進するため、支援時間・回数や内容の標準化が必要である。	全国児童発達支援協議会
7	○保育所等での障害児に対するサービスの検討において、保育と障害児への支援の専門性の違いを十分に考慮した上での見直しを検討頂きたい。	全国介護事業者連盟